

【参考資料】

湯河原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照条文

○湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(通勤手当)</p> <p>第7条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、 支給単位期間につき、それぞれ 次に定める額（第7条の6第1 項の規定により在宅勤務等手 当を支給される職員、育児短 時間勤務職員等、定年前再任 用短時間勤務職員及び任期付 短時間勤務職員（支給単位期間 当たりの通勤回数を考慮して規 則で定める職員に限る。）にあ っては、その額から、その額に 規則で定める割合を乗じて得た 額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以 下この号において「使用距 離」という。）が片道5キ ロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメ ートル以上10キロメートル 未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメ ートル以上15キロメートル 未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメ ートル以上20キロメートル 未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメ ートル以上25キロメートル 未満である職員 <u>12,900円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第7条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、 支給単位期間につき、それぞれ 次に定める額（第7条の6第1 項の規定により在宅勤務等手 当を支給される職員、育児短 時間勤務職員等、定年前再任 用短時間勤務職員及び任期付 短時間勤務職員（支給単位期間 当たりの通勤回数を考慮して規 則で定める職員に限る。）にあ っては、その額から、その額に 規則で定める割合を乗じて得た 額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以 下この号において「使用距 離」という。）が片道5キ ロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメ ートル以上10キロメートル 未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメ ートル以上15キロメートル 未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメ ートル以上20キロメートル 未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメ ートル以上25キロメートル 未満である職員 <u>13,500円</u></p>	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>	
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>	
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>	
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>	
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>	
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>	
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>	
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>	
(3) (略)	(3) (略)	
4 (略)	4 (略)	
10 (略) (期末手当)	10 (略) (期末手当)	
第15条 (略)	第15条 (略)	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) (略)	
(4) (略)	(4) (略)	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	
4 (略)	4 (略)	
7 (略) (勤勉手当)	7 (略) (勤勉手当)	
第16条 (略)	第16条 (略)	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額	
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	
3 (略)	3 (略)	
5 (略)	5 (略)	
別表第1及び別表第2 (略)	別表第1及び別表第2 (略)	
別表第3 (略)		削る

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考								
<p>別表第4（第3条関係） 等級別基準職務表</p> <p>1 (略) 2 (略)</p> <p><u>3 医療職給料表の適用を受ける職員</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>基準となる職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>医療業務を行う職務</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>係長又は主査の職務</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	1級	医療業務を行う職務	2級	知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	3級	係長又は主査の職務	<p>別表第4（第3条関係） 等級別基準職務表</p> <p>1 (略) 2 (略)</p>	削る
職務の級	基準となる職務									
1級	医療業務を行う職務									
2級	知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務									
3級	係長又は主査の職務									

附 則
(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（湯河原町職員の給与に関する条例第7条の4第3項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	<p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、改正前の湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与、報酬若しくは費用弁償は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与、報酬若しくは費用弁償の内払とみなす。</p>	

【参考資料】

○湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4 (略) 7 (略) (勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手	(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。 4 (略) 7 (略) (勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額	当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額	
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	
3 (略)	3 (略)	
—	—	
5 (略)	5 (略)	
	附 則 (施行期日等)	
	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。	
	2 (略) (給与の内払)	
	3 (略)	

【参考資料】

○湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 後	備 考																								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年湯河原町条例第25号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3 (略) 4 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>655,000</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略) 4 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年湯河原町条例第25号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p> <p>3 (略) 4 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条</p>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	
号給	給料月額（円）																									
1	<u>392,000</u>																									
2	<u>440,000</u>																									
3	<u>492,000</u>																									
4	<u>555,000</u>																									
5	<u>634,000</u>																									
号給	給料月額（円）																									
1	<u>405,000</u>																									
2	<u>455,000</u>																									
3	<u>508,000</u>																									
4	<u>574,000</u>																									
5	<u>655,000</u>																									

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	<p>の規定は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定(湯河原町職員の給与に関する条例第7条の4第3項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の湯河原町職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。 (給与の内扱)</p> <p>3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、改正前の湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与、報酬若しくは費用弁償は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員</p>	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与、報酬若しくは費用弁償の内払とみなす。	

【参考資料】

○湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与 条例第14条第2項、第15条第2 項及び第16条第2項第1号の規 定の適用については、給与条例 第14条第2項中「管理職手当を 支給される職員」とあるのは「管 理職手当の支給を受ける職員及 び湯河原町一般職の任期付職員 の採用等に関する条例（平成26 年湯河原町条例第25号）第2条 第1項の規定により任期を定め て採用された職員」と、給与条例 第15条第2項中「 <u>100分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」 と、給与条例第16条第2項第1 号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるの は「 <u>100分の90</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与 条例第14条第2項、第15条第2 項及び第16条第2項第1号の規 定の適用については、給与条例 第14条第2項中「管理職手当を 支給される職員」とあるのは「管 理職手当の支給を受ける職員及 び湯河原町一般職の任期付職員 の採用等に関する条例（平成26 年湯河原町条例第25号）第2条 第1項の規定により任期を定め て採用された職員」と、給与条例 第15条第2項中「 <u>100分の 126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の 96.25</u> 」と、給与条例第16条第2 項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」と あるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とす る。	
3 (略)	3 (略)	
4 (略)	4 (略) 附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施 行する。ただし、第2条及び第4条 の規定は、令和8年4月1日から 施行する。	
	2 (略) (給与の内扱) 3 (略)	

【参考資料】

○湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第5条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額は、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に該当する者 次に掲げる区分に応じた額に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額</p> <p>ア 給与条例第7条の4第1項第2号に規定する自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 100円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 210円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>355円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>500円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>645円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>790円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>935円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額は、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給与条例第7条の4第1項第2号に該当する者 次に掲げる区分に応じた額に当該月に通勤した実日数を乗じて得た額</p> <p>ア 給与条例第7条の4第1項第2号に規定する自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 100円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 210円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>365円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>520円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>675円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>830円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>985円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル</p>	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
未満である職員 <u>1,080円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル 未満である職員 <u>1,220円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル 未満である職員 <u>1,310円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル 未満である職員 <u>1,400円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル 未満である職員 <u>1,490円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>1,580円</u> (3) (略)	未満である職員 <u>1,140円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル 未満である職員 <u>1,295円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル 未満である職員 <u>1,455円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル 未満である職員 <u>1,615円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル 未満である職員 <u>1,775円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>1,935円</u> (3) (略)	
3 (略)	3 (略)	
別表第1 (略)	別表第1 (略) 附 則 (施行期日等)	
	1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。 2 第1条の規定(湯河原町職員の給与に関する条例第7条の4第3項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の湯河原町職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定による改	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	<p>正後の湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。 (給与の内払)</p> <p>3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、改正前の湯河原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与、報酬若しくは費用弁償は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与、報酬若しくは費用弁償の内払とみなす。</p>	